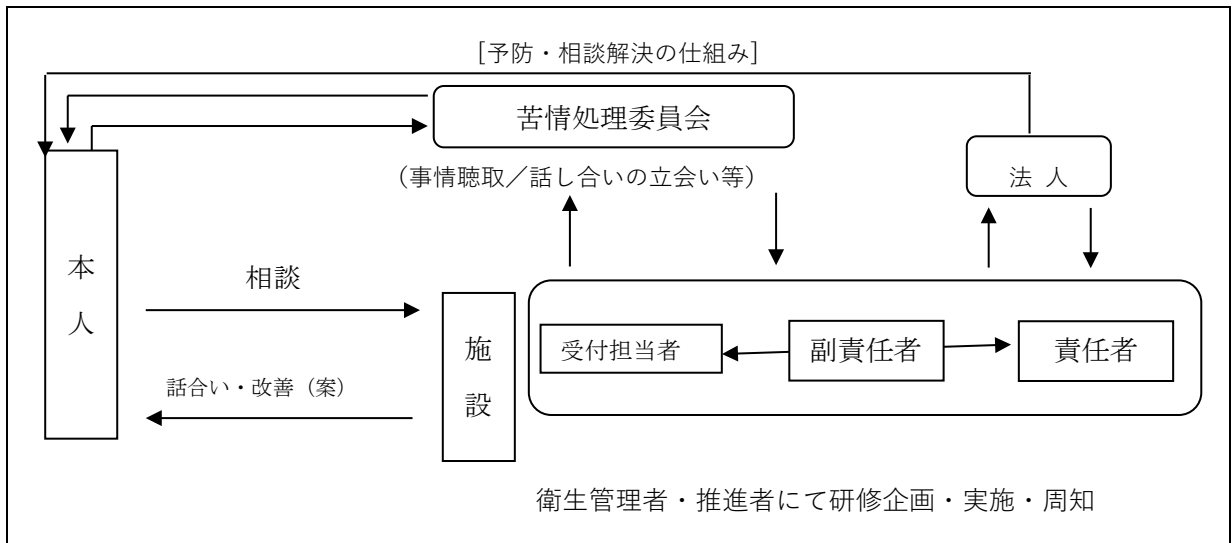


社会福祉法人海光会 介護老人福祉施設 海光園 ハラスメント相談解決体制

男女雇用機会均等法および育児・介護休業法に規定された妊娠・出産等に関するハラスメント防止は2017年1月、労働施策総合推進法に規定されたパワーハラスメント防止措置は2019年6月に法律によって定められました。当法人が運営する各事業所においては、ハラスメント予防・相談・解決にむけ、下記の体制を設置しています。



[申し立て方法]

相談等ありましたら、受付担当に相談してください。方法は口頭、文書、電話いずれでも結構です。内容は担当者が記録し相談者の同意を得て責任者に報告いたします。

[苦情解決責任者]

予防から解決までの責任主体を明確にするため、下記の通り責任者を定めました。

特別養護老人ホーム海光園 通所介護事業所海光園 短期入所生活介護事業所海光園 訪問介護事業所海光園 ケアハウス海光園 居宅介護支援事業所海光園	責任者 施設管理者 副責任者 リスクマネジメント係長
--	-------------------------------

[相談受付担当者]

相談をしやすい環境を整えるため下記の通り受付担当者を定めました。相談しやすい担当者に相談してください。(錯誤を避けるため受付担当者は男女1名ずつ計2名で対応します)

特別養護老人ホーム 海光園 短期入所生活介護事業所 海光園	ケアハウス生活相談員 ※男性 通所管理者 ※男性 訪問管理者 ※女性 事務局 ※女性
軽費老人ホーム 海光園 通所介護事業所 海光園 訪問介護事業所 海光園	生活相談員 ※男性 生活相談員 ※女性 事務局 ※男性 特養介護職 ※女性